

高圧ガス関係のコンプライアンス違反事例の紹介

～法令手続及び保安管理の適切な実施について～

保安検査や完成検査、立入検査等で、県内の各事業所で取組み等をうかがっていると、みなさまがそれぞれのやり方で高圧ガス関係の保安の向上に努めておられていることが分かります。県内で、高圧ガスによる大きな災害が発生していないのは、みなさまの保安に関する自主的な活動によるものであり、引き続き取組みについてお願いしたいと思います。

今回、高圧ガス関係のコンプライアンス違反事例として紹介させていただくのは、県外で、経済産業省により指導された事例になります。

<用語>

- 法・・・・・・・・高圧ガス保安法
(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)
- 一般則・・・・・・・・一般高圧ガス保安規則
(昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号)
- 液石則・・・・・・・・液化石油ガス保安規則
(昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号)
- コンビ則・・・・・・・・コンビナート等保安規則
(昭和 61 年 12 月 13 日 通商産業省令第 88 号)
- 例示基準・・・・・・・・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について
(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 3 号)
- 事故対応要領・・高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
(令和 2 年 8 月 4 日 20200727 保局第 1 号)

経済産業省は、令和 4 年 3 月 31 日に、認定事業所の認定を取り消したこと、他の認定事業所に対して法令手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起等を行ったことをホームページに掲載しました(令和 4 年 3 月 31 日「高圧ガス保安法に基づく事故届等について(注意喚起)」)。

この内容は、認定事業所に限らず、高圧ガス保安法に係る事業所共通の内容ですので、改めて注意喚起するとともに、その内容について解説いたします。

注意喚起の内容については、高圧ガス保安法に係る事業所共通の部分を抜粋すると、次のとおり整理できました。

- (1) 高圧ガス事故に係る県への通報、事故届に漏れないか。また、それらの手順が危害予防規程等に記載されているか。
- (2) 高圧ガス製造施設に異常があった場合の帳簿への記載に不備がないか。
- (3) 高圧ガス製造施設の変更許可申請や軽微変更届等に漏れないか。

それぞれ順番に説明いたします。

1 高圧ガス事故に係る県への通報、事故届に漏れないか。また、それらの手順が危害予防規程等に記載されているか。

(1) 届出について

法第36条（危険時の措置及び届出）及び法第63条（事故届）により、高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となったときは、直ちに災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、遅滞なく、県等に届け出る必要があります。

このこと自体はよく御存知のことと思いますが、そもそも高圧ガスの事故とは、何を指すのでしょうか。

法第36条では「危険な状態」、法第63条では「災害」と表現されているのみで、具体的には事故対応要領の「2. 事故の定義等」に記載されています。

それによると、高圧ガスに係る事故等とは、高圧ガスの製造等において発生した事故等で、概ね次に掲げるものとなっています。

- ① 爆発
- ② 火災
- ③ 噴出・漏えい
- ④ 破裂・破損等
- ⑤ 喪失・盗難
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦ その他

なお、③ 噴出・漏えいについては、次の場合は除くこととなっています。

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部、開閉部又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、

人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

ここで、1)は、締結部、開閉部又は可動シール部であることが条件となっていることに注意してください。例えば、配管に生じたピンホールから気泡が発生する程度の微量の漏えいがあった場合は、この条件に該当しないことから高压ガスに係る事故等として取り扱います。

なお、「微量」の判断については、確実に微量と言い切れない場合、まずは県に一報をお願いします。後日、県が知ることになった際に、「その事象は事故に該当する」ということのないよう、お願いします。

例えば、「気泡が発生する程度」と一口に言っても、勢いよく気泡が発生しているような事例では、漏えいの程度を微量とは判断できず、事故の可能性が高いと言えますので、県へ一報願います。また、空調用の冷凍機であって、半年ぶりに稼働させようとしたところ、冷媒が全て抜けていたという事例があった場合、漏えいの程度が微量かどうか不確定であるため、このような場合も県へ一報ください。

このように、「高压ガスに係る事故とは思わなかった」ことで、結果的に通報、事故届が漏れることが無いようお願いします。

また、法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高压ガスが存する部分の事故に限らず「高压ガスに係る事故等」として取り扱うこととなっています。

なお、説明しやすさの都合により、事故対応要領から一部を抜粋して記載させていただきました。より正確には、事故対応要領を直接御確認ください。

(2) 危害予防規程等の記載について

さて、繰り返しになりますが、事故等が発生したときは、直ちに災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、遅滞なく、県等に届け出る必要があります。

では、実際に事故が発生した場合、第一発見者がどのような行動をするべきなのか、明確な社内ルールはありますか？誰がどのように応急の措置をし、誰が関係機関へ通報することとなっていますか？

ここで、危害予防規程に記載すべき事項は、一般則第63条第2項、液石則第61条第2項、コンビ則第22条第2項にそれぞれ定められていますが、その第6号に

製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関することと定められています。

具体的には、事業所内の各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の規模に対応する応急措置、防災活動、事業所内外の関係機関への通報連絡等に関する措置基準を定め、関係者に教育訓練することが求められています。

これらは、社内規定に明確に記載されていますか？

例えば、可燃性の高圧ガスの漏えいを発見した場合、県への通報は、いつ、誰がするのか明確になっていますか？例えば、第一発見者が通報するのか、もしくは班長や工場長が通報するのか、明確になっていないと、通報漏れが起りやすくなります。

また、県へ通報することとなっている方は、県への連絡先を御存知ですか？

三重県 防災対策部 消防・保安課

059-224-2183

※宿日直がいますので、365日24時間対応しています。

他の緊急連絡先と合わせて、事務所の見やすいところに掲示をお願いします。

2 高圧ガス製造施設に異常があった場合の帳簿への記載に不備がないか。

冷凍則適用事業者を除く第一種製造者が帳簿に記載すべき事項及び保存期間については、一般則第95条第1項、液石則第93条第1項、コンビ則第50条に定められており、「製造施設に異常があった場合」は次のとおりとなっています。

製造施設に異常があった場合の帳簿は、整備されていますか？

また、もれなく記載されていますか？

帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき事項	保存期間
製造施設に異常があった場合	・異常があった年月日 ・異常に対してとった措置	10年

詳細は、コンプライアンスシリーズNo. 20「帳簿の記載事項と保存期間」(2020年1月発行第65号)をご覧ください。

3 高圧ガス製造施設の変更許可申請や軽微変更届等に漏れがないか。

法第14条(製造のための施設等の変更)により、第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガス

の種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められています。

ただし、軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされています。

一方、法令上は「軽微」な取扱いであっても、要求される技術上の基準は、許可を要する変更の工事と同等であり、決しておろそかにできないものです。

さらに、軽微変更届は事後の手続きであることから、担当者が日々の業務に追われるあまり、書類の作成等を後回しにしてしまうケースがあるようです。その結果、届出が極端に遅くなったり、届出し忘れてしまったりしてしまうことのないようにしてください。

なお、手続きの時期としては「遅滞なく」となっており、具体的な期間は特に定められてはいません。ただ、なぜ遅くなったのか合理的な説明ができないほど遅くなることは避けなければなりません。事後手続きとはいえ、遅滞なく、早めの提出をお願いします。

4 おわりに

今回は、経済産業省からの注意喚起の内容にそって御説明しました。いずれも、実際に不備があった事例となっています。

今一度、皆様の事業所の保安管理状況について、ご確認をお願いいたします。